

滋賀型地域活動支援センター事業 滋賀県における「薬物依存者支援」について



滋賀県健康福祉部
障害者自立支援課
主査:熊谷 裕二

1

滋賀型地域活動支援センター 事業費補助金について

事業目的

薬物依存症・難病・ひきこもりにより、現状では法的に支援されない障害者等に日中活動の場を提供している共同作業所について、その受け皿として滋賀型地域活動支援センターとして承認し、その活動に對して助成する。

基本要件

1. 先進性:社会的に認知された先進的課題に取り組んでいる
2. 専門性:他では提供困難なサービスを専門に取り組んでいる
3. 公平性:利用者の意思・人格を尊重し公平に運営している

設置基準

利用者数:5名～20名
職員配置:施設長=1名、指導員=2名以上
その他:創造的活動・生産活動・地域交流等が行えるスペースを確保
上記活動に必要な設備、利用者特性に応じた便所等の設置

2

補助概要 <p>◇補助年額 運営費: 1人@74,000円／月 × 各月初日の利用人数 × 利用月数 管理費: 1事業所あたり1,100,000円／年(定額) ※従前の共同作業所に対する補助水準を維持 ◇負担割合 県1／2・市町1／2 (※県は市町へ間接補助) ※利用者10名の場合 運営費: 74,000円 × 10名 × 12ヶ月 = 8,880,000円 管理費: 1,100,000円 計 9,980,000円</p>
始期 平成21年4月 ※従前の共同作業所に対する補助金はH21年3月終了
補助実績 H21年度=17,305,000円 ※ 県+市町分 H20年度=15,900,000円(従前の共同作業所補助金) H19年度=13,950,000円(〃) H18年度=13,654,000円(〃)
歴史的背景 滋賀県は、H18年の障害者自立支援法施行に伴い、共同作業所から法定サービス事業所(就労移行、就労支援A・B等)への移行を施策誘導し、共同作業所制度をH20年度に終了したため、移行困難な共同作業所の受け皿として、市町と共に本事業を創設した。

3

びわこダルクについて

◇施設概要 <ul style="list-style-type: none"> ● ダルク(DARC)とはDrug Addiction Rehabilitation Centerの頭文字をとった民間の薬物依存症回復施設。 ● 様々な薬物(覚醒剤・有機溶剤[シンナー等]・市販薬など)から解放されるためのプログラムを実践し、薬物依存者はまず、「今日一日薬物を使わないで生きる」ことからスタートし、それを毎日更新し続けることによって薬を使わないクリーンな生き方をし、回復を目指している。 ● プログラムは通常1年以上、入寮費(月額15万円)が必要であり、生活保護を利用しているケースが多く、びわこダルクのスタッフ(職員)は全員が薬物経験者(ダルク利用者)。※現在の利用者数:20名

◇沿革

- H18年 4月:精神障害者共同作業所として県が設置承認
- H18年10月:特定非営利活動法人の認証取得
- H19年 5月:グループホーム(定員6名)の指定
- H21年 4月:滋賀型地域活動支援センターとして設置承認

4

今後の課題について

障害福祉施策
としての限界

滋賀県単独で
取り組む限界

- ① 福祉担当部局では薬物依存に対する医薬に関する技術的指導が出来ない
- ② 精神の手帳を取得できない者への支援が限られる

- ① 施設経営が県・市町の財政事情に左右され、安定的な経営が出来ない
- ② 施設の所在地のみが、過度に財政負担を強いられる

滋賀県の取り組みは最終型でなく、地域的かつ過渡期的な対応に過ぎない。
課題解消のためには、国において、障害福祉部局に加え薬事部局・法務省等との総合的な連携を図り、都道府県に対する財政的・技術的支援を通じ、薬物依存者対策を、全国的な取り組みへと発展させることが望まれる。